

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年6月2日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	東大阪市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000018663.html

執行機関名 東大阪市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年東大阪市条例第37号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	47	
③ 番号法別表第2の項	67	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第2の項 東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年東大阪市条例第37号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号)第1条	東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年12月18日東大阪市条例第37号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定を図り、もって重度障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年12月18日東大阪市条例第37号)
東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年12月27日東大阪市規則第63号)